

熊本市廃棄物管理システム機器等賃貸借仕様書等に対する質問への回答

項番	質問受領日	資料名	頁	仕様書等の記載内容	質問	質問回答日	回答内容
1	5月7日	なし	なし	なし	本調達は、賃貸借期間満了時に物件を貴市へ現状有姿の状態は無償譲渡する所有権移転リースでしょうか。それとも物件の返却もしくはリース料月額12/10の年間再リース料での利用ができる所有権移転外ファイナンスリースでしょうか。さらに、所有権移転リースの場合は物件の固定資産税は免除、所有権移転外ファイナンスリースの場合物件の固定資産税はリース会社の負担と考えてよろしいのでしょうか。	5月12日	本調達は、賃貸借期間満了時に、受託者から発注者に対し現状有姿の状態での物件の所有権移転は行いません。再リースについては、現時点で回答できません。固定資産税については、お見込みのとおりです。
2	5月7日	仕様書	7	1 1 特記事項 (1) 受注者は、全ての機器に動産総合保険を受注者負担により加入すること	地震や騒乱は補償対象外の、リース期間の経過年数に応じ補償額も減減する通常の動産総合保険（時価）でよろしいでしょうか。さらに、物件の中のライセンスにも動産総合保険を付保するのでしょうか。それともソフトウェアの破損は保守による対応のため付保の必要はないとお考えでしょうか。	5月12日	一般的な動産総合保険で問題ありません。また、ソフトウェアは著作物の利用許諾（ライセンス）の提供にあたり、データ消失は再導入で復旧、保守でカバーするため、動産総合保険の付保は不要です。
3	5月7日	公告内容	6	1 2 その他の留意事項 (3) 契約保証金 ウ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（ただし、契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添えて可。）を提出したとき。	公告12その他の留意事項 (3) ウにあります契約保証金の免除について、「過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約」とは、2024年度（2024年4月1日）～2025年度（2026年3月31日）の間にリースが満了している契約でしょうか。それとも2024年度～2025年度に契約を締結している実績であれば問題ないでしょうか。	5月12日	本調達の契約締結日を起点としてさかのぼった過去2年の間に履行を完了した国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約となります。本調達の契約締結日を起点としてさかのぼった過去2年の間に契約を締結しているが、履行を完了していない契約は条件を満たしません。
4	5月7日	仕様書	6	9 賃貸借満了時における機器の返還、情報の消去 (1) 機器の変換 ア 賃貸借期間満了時における機器の返還について、設置場所からの搬出及び運搬も本調達を含むこと。	仕様書9賃貸借満了時の機器撤去について記載がありますが、撤去・データ消去の際、機器を1か所に取りまとめて置いておくことは可能でしょうか。	5月12日	本調達は、設置場所からの搬出作業及び運搬作業を含むものであり、搬出作業及び運搬作業は同日に行っていただくことを想定しています。また、搬出後に取りまとめて1箇所に置いておくことは、紛失の恐れ等の観点から行いません。やむを得ず搬出作業と運搬作業を別日で実施する場合は、事前に協議し方針を定める流れとなります。
5	5月7日	契約書（案）	4 及び 14	第10条（賃借料の支払） 受注者は、別紙2の支払内訳書のとおり賃借料を発注者に請求するものとする。 及び 契約書（別紙2）支払内訳書	賃貸借料の支払いについては、契約書（案）第10条に、別紙2の支払内訳書のとおりあり、別紙2には賃貸借料月額3か月分を各内訳として記載ありますが、別紙2各内訳記載の賃貸借料3か月分を翌月初めに請求書発行し、月末までにお振込みいただく形でよろしいでしょうか。	5月12日	お見込みのとおりです。
6	5月7日	契約書（案）	3	第4条の2（一括再委託等の禁止） 第2項 受注者は、業務の一部を第三者に再委託し、又は再委任しようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。この場合において受注者は、発注者から再委託先に関する情報の提供を求められた場合には、速やかにこれに応じるものとする。	契約書（案）第4条の2「受注者は保守を第三者に委託しようとする場合は、あらかじめ書面により本市の承諾を得ることとありますが、保守業者に再委託する場合、入札時期より前に再委託届を提出する必要がありますがごさいますでしょうか。	5月12日	再委託をされる場合は、契約締結後に再委託届のご提出をお願いいたします。
7	5月7日	契約書（案） 及び 公告内容	2 及び 6	契約保証金について	契約書（案）第3条5項には契約保証金の額は、賃借料を1年間当たりの額に換算した額の10分の1以上の額とあります。しかし、公告12（3）では税込の60か月賃借料100分の10以上を対象とすると思われます。どちらを正当としたらよろしいでしょうか。	5月12日	契約書（案）第3条第5項記載の「賃借料を1年間当たりの額に換算した額の10分の1以上の額」が正しいです。公告内容12（3）を修正します。